

令和 7 年第 2 回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和 7 年 2 月 25 日（火）第 2 回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所第 1 委員会室において開催した。

出席者委員

1 番 田野井 晃 造	2 番 田 島 正 男	3 番 竹 澤 靖
4 番 関 口 清	5 番 高 村 秀 男	6 番 柴 田 忠
7 番 小 林 和 夫	8 番 仲 田 裕 子	9 番 黒 川 幸 昭
10 番 奈 良 茂 男	12 番 神 長 守 雄	13 番 松 井 研 吉
14 番 小 平 敏 男	15 番 安 生 芳 子	16 番 神 山 卓 也
17 番 金 子 重 博	18 番 大 森 用 子	19 番 青 木 正 好

（18 名）

欠席委員

11 番 早乙女 八重子

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主 査 永 嶋 将	主 事 渡 邊 妃奈乃

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎事務局長は開会に先立ち、議案第 3 号の 5 番について、権利移動の理由を所有権移転から使用貸借権への訂正を依頼した。また議案第 6 号の 32 番について、農用地利用集積計画の終期を令和 12 年 12 月 31 日に訂正を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前 10 時 00 分、令和 7 年第 2 回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第 1 の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

1 番 田野井 晃 造 委員、10 番 奈 良 茂 男 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程 2、議案第 1 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、

議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買8件、合計8件の許可申請が提出されました。そのうち、申請番号2番について補足説明をさせていただきます。内容としましては、中国籍ですが永住権を持つ●●さんが新規就農するという案件になりまして、事前に関口清農業委員と高村光昭推進委員による聞き取り調査を行いました。その内容を簡単に説明しますと、●●さん本人とその両親の3人でこれから農業を始めたいとのことで、農業経験は浅く、機械もまだ保有していませんが、今後2～3年かけて農業技術を学び、機械も少しずつ導入していく予定とのことです。詳しくは別添の新規就農者面談記録のとおりで、この後の担当地区委員の意見でも説明があると思います。その他の案件につきましては、別添の「農地法第3条調査書」に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている「農地法第3条第2項の各号」には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番の件は、事務局の説明のとおり何ら問題はありませんので、ご承認のほどよろしく申し上げます。

◎関口 清委員 2番の下日向の件は、栃木市小平町の●●さんから宇都宮市柳瀬町の●●さんへの売買です。●●さんは、●●さんの土地・宅地も一体に購入し、そこで両親と住んで米を栽培するということです。農業経験がほとんどないということなので、2月17日に高村推進委員、橋本局長、担当の渡邊主事と私の4人で新規就農に関する面談をし、本人と両親で米づくりを行うという固い決意を確認しましたので、ご承認をお願いいたします。

◎高村秀男委員 3番の件は、農家だった空き家を購入して、付属の農地も購入することになったもので、これから農業をやることになるのですけれども、やはり環境保全ということも考えますと妥当だと思いますのでよろしく申し上げます。

◎小林和夫委員 4番の上久我の件は、上久我の●●さんから、同じく上久我の●●さんへの売買による所有権移転です。●●さんは子供さん含めて家族5人で地区外から移住した方で、30代前半ですが農業をやっています。この土地についても自分から購入を打診したという話を本人から聞いております。枝豆や人参、葉物野菜を作って、飲食店や直売所で売るといことです。周辺農地への影響もございませんのでご承認をお願いいたします。

◎奈良茂男委員 5番、西沢町の件は、西沢町の●●さんから、同じく西沢町の●●さんへの売買による所有権移転です。●●さんは米の専業農家でありまして、将来を見据えて規模拡

大をするためであります。将来を見据えてというのは、息子さんが退職したらぜひ米づくりをやりたいとのことで、そのための規模拡大ですので、問題はございませんのでご承認をよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎安生芳子委員 6番と7番、順番が前後しますが、7番は現地に行ってきましたが、何ら問題は無いと思ひますので承認をお願ひします。6番の件ですが、●●さんが●●さんの空き家を買うことになっていて、その屋敷内にある家庭菜園のような小さい農地が今回の案件です。●●さんは、この空き家の近くにある酪農家を手伝っているのですが、その酪農家の方は高齢で後継者もいないことから、近いうちに●●さんがその酪農業を継承することになっています。そういう話を小平委員と一緒に聞いてきました。大丈夫だと思いますのでご承認をよろしくお願ひします。

◎青木正好委員 8番の北半田の件ですが、●●さんから●●への売買です。この●●は農地所有適格法人でありまして、昨年11月にもこの地区で農地の売買を行っております。今回も水稻のWC Sや飼料米を作ることになっておりますので、問題は無いと思ひますのでよろしくお願ひします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番から8番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。7ページをご覧ください。1番は藤江町において、●●さん申請の農地改良への一時転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農振法上の農振農用地であります。不許可の例外の中の一時的な利用に供するものに該当します。以上、4条転用1件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願ひします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎奈良茂男委員 去る2月18日に、私と田野井委員、橋本事務局長、永嶋主査の4名で、現地調査を行いました。現地に問題となる状況はありませんでしたのでご報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎小平敏男委員 1番、藤江町の件は、一時転用ということで●●さんからの申請です。現地

を確認したところ、農地的には特に問題無いということと、農地改良のための盛土を行うということです。先ほどの現地調査員の報告のとおり問題無いと思いますのでご了承のほどお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の8ページからご覧ください。1番は、千渡において●●さん、●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を畑、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、不許可の例外の中の、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。次に2番であります、酒野谷において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を山林及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、お手元の案内図に記載したとおり、申請に係る農地をその農地に隣接する土地、今回は山林であります。農地と山林とを一体として同一の事業目的に供するものであり、事業地全体に占める農地の割合が3分の1未満であるため、不許可の例外に該当します。次に3番は、上奈良部町において●●申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は周囲を畑、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農振法上の農振農用地であります。一時的な利用に供するものであり、不許可の例外に該当します。4番は、上石川において●●申請の園芸用土採取及び表土堆積への一時転用であります。申請地は周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農振法上の農振農用地であります。一時的な利用に供するものであり、不許可の例外に該当します。なお、農地の一部分を宅地への進入路として利用していましたが、今般の園芸用土採取後に農地に復元するというので始末書が提出されております。次に5番は、白桑田において●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を畑、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、不許可の例外の中の、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。6番は、藤江町において●●申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は周囲を畑、雑種地及び道路に囲まれた農地であり、農振法上の農振農用地であります。一時的な利用に供するものであり、不許可の例外に該当します。次に7番は、南上野町において●●申請の駐車場への転用であります。申請地は周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。以上、5条転用7件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎奈良茂男委員 議案第3号農地法第5条申請の件は、1番から7番までとなりますが、現地に問題が認められた案件は、4番、園芸用土採取及び表土置場への転用で、周囲の状況から見て転用自体は問題は無いと思われますが、現地では宅地への進入道路で一部が利用されておりましたので始末書が必要と見て参りました。なお、事業後は全て農地に復元されるということです。それ以外の案件につきましては問題は認められませんでしたのでご報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、千渡の件は、千渡の●●さんより娘夫婦であります●●さん、●●さんへの使用貸借権設定による一般住宅用地への転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をよろしくお願いいたします。

◎関口 清委員 2番、酒野谷の件は、酒野谷の●●さんから東京都江戸川区の●●への売買による太陽光発電設置のための転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎仲田裕子委員 3番は、賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。農地の全面積ではなく部分転用となります。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎松井研吉委員 4番、上石川の件は、上石川の●●さんから西茂呂の●●への賃貸借権設定での園芸用土採取のための一時転用です。始末書付きにはなりますが、現地調査員の報告のとおり事業自体は問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。5番の白桑田の件は、白桑田の●●さんから息子の●●司さんへの使用貸借権による住宅敷地のための転用です。問題ありませんのでご承認よろしくお願いいたします。

◎小平敏男委員 6番、藤江町の件は、●●さんと●●さんから●●への園芸用土採取のための一時転用になります。問題は無いと思いますのでご承認のほどよろしくお願いいたします。7番、南上野町の件は、南上野町の●●さんから●●への売買による所有権移転で、駐車場として使いたいということです。問題無いと思いますのでご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から7番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」及び議案第5号「農用地利用配分計画

について」並びに議案第6号「農用地利用集積計画一括方式について」を一括して議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第4号と議案第6号の「農用地利用集積計画について」をまずご説明いたします。鹿沼市長より令和7年2月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には所有権移転、新規・更新の利用権設定、中間管理事業について記載しております。議案書11ページから17ページをご覧ください。所有権移転が13件、28筆、46,843㎡となっております。議案書18ページをご覧ください。新規の利用権設定が2件、2筆、2,365㎡となっております。議案書19ページをご覧ください。利用権設定の更新が1件、17筆、8,433.91㎡となっております。議案書26ページから33ページをご覧ください。中間管理事業が10件、28筆、68,346㎡となっております。これら合計26件、75筆、125,987.91㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。次に、議案第5号「農用地利用配分計画に係る意見について」ご説明いたします。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき農用地利用配分計画を作成し、同法19条により、この農用地利用配分計画の案を市が作成する場合には農業委員会の意見を聴くものとされています。この度、受け手から返還を受けた農地を再度別の受け手に貸し付ける再配分のための計画が出されました。議案書には配分計画に係る利用権設定について記載しております。議案書20ページから25ページをご覧ください。再配分に係る利用権設定が、7件、42筆、72,309㎡となっております。以上、議案第4号から6号まで、まとめてご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号の5番の案件が●●委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため同委員を一時退席させたのち、質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、5番との承認について諮り、許可することに決定した。

◎議長は●●委員の入室を促し、引き続き議案第4号及び議案第5号並びに議案第6号について質問を求めた。

◎青木正好委員 農地法の第3条の売買とこの基盤強化法の所有権移転との違いについて、整理したいので説明をお願いします。

◎事務局（宇賀神係長） 基本的に農地の権利移動は原則、農地法に基づく許可を得て権利登記を行うのですが、その例外といたしまして、農業経営強化基盤法いわゆる基盤法に基づく市の計画に基づいた農地の利用を行う場合には、農地法の許可を得ずに権利移動ができることとなっております。基盤法の主たる目的としましては、担い手に農地を集めるために権利移動を行うということとして、専業農家に貸借もしくは所有権移転で農地を集めるために使われております。基盤法を使って権利移動を行う場合には税制面の優遇措置があることにな

っております。なお、次年度から、今年の４月から基盤法の仕組みが大きく変わります。今までは基盤法と、いわゆるバンク法と呼んでいる県の間管理事業がそれぞれあったのですが、基盤法が中間管理事業いわゆるバンク法に統合されまして、担い手に農地を集める権利移動については全てバンク法を使って、県の農地バンクを通して貸し借りや所有権移転を行うことになります。基盤法は出し手と受け手が相対で貸し借りや売買をするのですが、バンク法では、農地の出し手はバンクに貸す、バンクに売る、受け手はバンクから借りる、バンクから買うというように、必ず間に農地バンクが入るかたちになりますので、４月からは手続きが変更になりますのでよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第４号から議案第６号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、議案第４号の１番及び４番から６番から１６番と、議案第５号の１７番から２３番及び議案第６号の２４番から３３番について許可することに決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前１０時５０分に閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和７年２月２５日

議 長

署名委員

署名委員
